

習志野市教育委員会会議録
(平成29年第7回定例会)

- 1 期 日 平成29年7月26日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後4時3分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 原 田 | 孝 子 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 斎 子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|----------------|-----|-----|
| 学校教育部長 | 櫻 井 | 健 之 |
| 生涯学習部長 | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部参事 | 小 熊 | 隆 |
| 学校教育部参事 | 竹 田 | 佳 司 |
| 学校教育部副参事 | 小 澤 | 由 香 |
| 生涯学習部次長 | 斉 藤 | 勝 雄 |
| 学校教育部・生涯学習部副技監 | 遠 藤 | 良 宣 |
| 教育総務課長 | 三 角 | 寿 人 |
| 学校教育部課長 | 高 橋 | 孝 志 |
| 指導課長 | 上 原 | 宏 |
| 青少年課長 | 佐久間 | 心 之 |
| 習志野高校事務長 | 長 沼 | 仁 |
| 総合教育センター所長 | 足 立 | 俊 子 |
| 生涯学習部副参事 | 奥 井 | 良 和 |
| 生涯スポーツ課長 | 柴 野 | 文 明 |
| 青少年センター所長 | 浦 野 | 哲 |
| 菊田公民館長 | 関 | 文 雄 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹 | 村 山 | 貴 弘 |
| 学校教育部主幹 | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育部主幹 | 穴 倉 | 順 子 |
| 学校教育部主幹 | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹 | 鶴 沢 | 慈 彦 |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成29年習志野市議会第2回定例会一般質問等について
- (2) 平成28年度教育費予算の繰越しについて
- (3) 習志野市通学区域審議会の答申について
(鷺沼台1丁目1番及び鷺沼台2丁目19番地域の一部の通学区域について)
- (4) 平成29年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (5) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

第3 議決事項

- 議案第19号 平成29年度教育費予算案(9月補正)について
- 議案第20号 平成30年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について
- 議案第21号 平成30年度使用教科用図書採択について
(習志野市立習志野高等学校の図書)
- 議案第22号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第23号 平成30年度使用教科用図書採択について
(小学校【特別の教科 道徳】及び特別支援教育の一般図書)
- 議案第24号 障がい者理由とする差別の解消の推進に関する習志野市教育委員会職員対応規程の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 協議第2号 第七中学校区における市立幼稚園のあり方について
- 協議第3号 次回教育委員会定例会の期日について
平成29年8月23日(水)午後1時30分

第5 その他

6 会議内容

梓澤委員長が

平成29年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)」を議事に追加することについて諮り、全員異議なし提案どおり決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(5)並びに議案第19号、第21号及び第23号を非公

開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成29年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 平成29年習志野市議会第2回定例会一般質問等について (教育総務課)

三角教育総務課長

一般質問等の内容を報告する。教育委員会に関する一般質問は記述のとおり、13名の議員から19件であった。教育委員会に関連する一般質問についての総括をする。学校教育部に関わる質問について大別すると、公立幼稚園の今後の展望に関する事、学校施設再生計画における建て替え等の予定に関わるもの、給食センター建設に関わるもの、また、3月定例会に引き続き、就学援助制度に関する事、教職員の健康管理に関わるものなどについて、質問があった。生涯学習部に関わる質問としては、公民館活動に関わるもの、移動図書館に関する事についての質問があった。これら一般質問のほか、教育委員会に関連する議案が1件あった。質疑のあった内容等は、資料に取りまとめているので、後ほど参照してほしい。

本日は、このあとの協議第2号でも協議をお願いしているが、複数の議員から質問のあった公立幼稚園の今後の展望について、就学援助制度について、をとり上げて説明する。

はじめに、公立幼稚園教育のあり方と今後の展望についての質問は、通告番号2番、鮎川由美議員からあったほか、通告番号1番、小川利枝子議員、12番、中山恭順議員からあった。本日は、通告番号2番、鮎川由美議員の質問を取り上げて説明する。質問主旨としては、「本市では、私立幼稚園と公立幼稚園が相互に補完し合いながら、幼児教育を担ってきた。近年は、少子化による幼児人口の減少や就労形態の多様化による保育需要の増大により、幼稚園需要は減少傾向にある。今後の公立幼稚園の方向性、果たすべき役割を明確にしていくことは重要となっている。幼児期にふさわしい教育効果を発揮するための公立幼稚園として、そのあり方と今後の展望について尋ねる」であった。このことについて、「本市では、人間形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を鑑み、市立幼稚園を幼児人口が急増した昭和30年代後半から昭和50年代にかけて整備した。1小学校区ごとに整備した幼稚園は、幼児期にふさわしい生活や遊びを保障し、小学校以降の学びにつながる教育機会の確保として、公教育の使命を長年にわたり果たした。幼稚園は子どもが家庭以外で初めて出会う集団社会であり、この社会の中で友達と関わり、体験を通して感性や人との関わり方など生きるための技量を学ぶ場である。この学びをすべての子が身につけ、小学校へのなめらかな移行を目指し、昭和46年に制定したヘッドスタートプランは、現代にも通じるものであると考えている。しかしながら時代が進み、市立幼稚園の園児数は昭和53年度の3千210名をピークに減少の一途を辿り、平成29年5月1日現在ではこども園の1号認定こども、いわゆる短時間児の数を含み679名と定員を大きく下回り、本市が目指す集団教育の観点からも課題が生じている。そこで、市立幼稚園の展望としては、多様化する時代の中で柔軟に対応できるこども園へと再編し、幼稚園・保育所の機能だけではなく、在宅家庭への支援も含め、地域の子育ち・子育ての拠点としていく市の方針に対し、習志野市教育委員会としてもこれを受けとめ、連

携していく」ことを答弁した。この答弁を受け、幼稚園の園児数の推移、保育と幼児教育の関わりなどの観点から、15項目にわたる再質問があった。

続いて、通告番号3番、宮内一夫議員、5番、布施孝一議員、16番、荒原ちえみ議員からは、「就学援助制度について」、新入学児童生徒学用品費に関して質問があった。通告番号5番、布施孝一議員の質問を取り上げて説明する。質問主旨としては、「子どもの貧困対策の観点から、就学援助制度における準要保護世帯への新入学児童生徒学用品費の入学前支給について」であった。このことについて、教育委員会として、「経済的な理由によって、就学が困難になることがないように、現行の就学援助制度を維持し、就学の円滑な実施に努めているところである。準要保護世帯の新入学児童生徒学用品費の今年度の支給時期については、学齢となる4月以降の児童生徒の在籍を確認し、これまでより早い時期の、中学校については5月19日に、小学校については6月9日に支給を行ったところである。なお、支給額については国の示す予算単価を基に定めており、本年度、増額の変更となったことから変更後の額での支給を行った。また、国においては補助要綱を改定し、対象者をこれまでの学齢児童・学齢生徒に就学予定者を加えた。このことから、本市では小学校及び中学校ともに、入学前の3月までの支給に向けた準備を進めている」と、答弁した。この答弁を受けて、教育委員会の見解に関して2項目の再質問があった。現在は、3月上旬の支給に向け、要綱の改正、申請・支給方法、周知方法などについて検討を行っているところである、と概要を説明

貞廣委員

準要保護世帯の新入学児童生徒学用品費の支給については、公的な仕組みとしては当たり前ではあるが、6月や7月に行っていることに驚いた。ぜひ、今の説明のとおり、制服や体操服を買う時期である3月上旬に間に合うような形で、確実に制度の改正を進めてほしい、と要望

三角教育総務課長

そのように進めていく、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成28年度教育費予算の繰越しについて

(教育総務課)

三角教育総務課長

平成28年度教育費予算の繰越し事業について説明する。継続費逓次繰越しであるが、2件あり、「谷津小学校校舎改築事業」は240円を、「第二中学校体育館改築事業」は8億1千514万6千200円を、それぞれ平成28年度の継続費予算額のうち、残額について平成29年度に繰り越すものである。

次に、繰越し明許であるが、こちら2件ある。「小学校大規模改造事業」は翌年度繰越し額6億4千212万5千円で、国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、平成28年度3月補正対応であり、事業執行の暇がなかったことから、平成29年度に繰り越して事業を行うものである。「中学校大規模改造事業」は翌年度繰越し額4億9千407万円で、「小学校大規模改造事業」同様、国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、平成28年度3月補正対応であることから、事業執行の暇がなく、平成29年度に繰り越して事業を行うものである。

各事業の実施時期は、備考欄に記載のとおりであるので、参照してほしい、と概要を説明

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 習志野市通学区域審議会の答申について(鷺沼台1丁目1番及び鷺沼台2丁目19番地域の一部の通学区域について) (教育総務課)

三角教育総務課長

習志野市通学区域審議会の答申について報告する。本答申は前回、第6回定例会において、議案第17号で議決された通学区域審議会への諮問について、審議会において審議の結果、答申が提出されたものである。通学区域審議会では、諮問内容について説明をする中で、委員の方からは「過去の鷺沼小学校の学級数の推移について」、「通学指定校を変更した場合の通学路について」などの質問があり、それぞれ答弁した。

その後、答申がまとめられ、その内容は「鷺沼台1丁目1番の一部を津田沼小学校へ、鷺沼台2丁目19番の一部を大久保小学校に指定校変更することについて、概ね妥当である。通学路の安全確保に十分配慮されたい」というものであった、と概要を説明

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 平成29年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

上原指導課長

まず、いじめ防止基本方針であるが、国のいじめ防止対策基本方針を受けて各学校でいじめ防止基本方針の策定が義務化され、平成27年11月に、努力義務であった地方のいじめ防止基本方針について、本市で定めた。

いじめのアンケートであるが、平成24年の2学期より、学期に1回行っている。昨年度の1学期から小学校でも家庭に持ち帰って保護者の確認を得て提出すること、また、2学期は記名・無記名のアンケートのどちらを行っても可とし、実施を踏まえて検証を行い、昨年度3学期から記名と無記名の両方を別々に実施している。これから一層、確実にいじめのアンケートを実施するために、各学校に主に4つのお願いをした。実施方法について共通理解し、共通行動をしてもらうこと、また、保護者には文書で実施方法などを周知すること、長欠児童・生徒を含む全員の実施をすること、また、提出後もダブルチェックで全員提出の確認すること、である。特に長欠児童・生徒においては、自宅を訪ねてアンケートを配付したり、あるいは保護者に来ていただいて、いじめのアンケートを配付したりするという形をお願いをしている。また、アンケート実施後の対応についても確実さをより増すために、次の4つのことをお願いしている。実施後、速やかにいじめの有無の確認すること、また、確認方法・確認場所を全職員で共通理解すること、そして、必ず管理職が確認すること、いじめ認知後は速やかに事実確認を行い、当該児童生徒の指導だけでなく、保護者にも連絡をすること、そして、アンケート実施後は5年間保存することである。それでは実際に、1学期のいじめアンケートの結果について説明する。平成29年度1学期のいじめの認知件数は、小学校は1,369件、中学校は66件であった。昨年度同時期に比べると、小学校で約100件、中学校ではやや減少しているというところである。100件増えたことについては、いじめそのものの件数が増えているという認識はしているが、各学校でいじめを認知した、つまり積極的にいじめの認知の

件数を上げる努力をしてきたと考察をしている。

続いて、学年別のいじめの認知件数であるが、低学年が一番多く、中学3年生になると減少していくという傾向があった。特に、低学年の時期にしっかりと指導していくことが大切であるということが新たにわかった。また、先ほど述べたが、記名あり・なしのアンケートそれぞれの認知件数について比較したグラフを見ると、どの学年においても記名ありで認知した件数よりも記名なしで認知した件数の方が少なくなっているという結果になった。実施については特に期間の定めはしていないが、記名アンケートの実施後に無記名のアンケートを行うよう共通理解をし、実施している。記名ありの認知件数の方が多いため、いじめの認知については各学校・各学年で適切に行われているのではないかと考察している。ただ、クラス単位で集計した時に記名あり・記名なしの認知件数が逆転しているようなことがあれば、目に見えないいじめがあるのではないかとという認識で、きちんと指導をしてほしい、と先日の校長会議の中でお願いしている。

また、いじめられた相手であるが、同じクラス・同じ学年が小学校では多いことが分かる。中学校では、同じクラス・同じ学年以外に特徴的なのが部活動である。子どもたちの人間関係や学校での活動の広がっているため、それがいじめにもつながっていると考えている。

いじめの内容であるが、「悪口・からかい」あるいは「たたく・ける」、「仲間外れ・無視」というものが多くの割合を占めている。ただ、スマートフォンやネットなどによるいじめの内容も挙がってきている。今学期の低学年の子どもたちに向けたアンケートについて、このようなSNSを巡るいじめを報告できるような選択肢を追加したところである。中学校においては、「悪口・からかい」、「仲間外れ・無視」の割合が高くなっていく。直接的に子どもに投げかける「悪口・からかい」、「たたく・ける」から間接的な「仲間外れ・無視」の割合が高くなっているところは、中学校の特徴であり、これについては普段の注視が必要であると考えている。

次は、「いじめられた時に相談をしたか」ということである。小学校においては約25%の子どもが、中学校においては約30%の子どもが「相談しなかった・できなかった」と回答している。また、「相談した」と答えた子どもたちの内訳を見ると、小学校では「家族」、「担任」、「友達」の順番に割合が高くなっている。また、中学校では「家族」、「担任」、「友達」、そして特徴的なところで「他の先生」の割合が小学校よりも高まっている。これは部活の先生などが考えられる。つまり、中学校はたくさんの先生方で見えていただいており、組織で対応することの大切さを実感するデータになっている。また、小・中学校とも保護者への相談の割合が高いことを考えると、学校としては保護者と定期的に相談する機会をとっていかなくてはならないということが明らかになってきた。各学校においては、教育相談の日、あるいは教育相談週間などを設けて行っている。

特に今学期、小学校では25%、中学校では30%の生徒が「相談しなかった」ということが分かり、とても重く受け止めている。そこで、本年度、相談しやすい環境の整備を重点的に行っていきたい。具体的な施策としては、いじめの有無に関わらず全児童・全生徒に対して教育相談をきちんと行うとともに、気になる児童・生徒に対しては学年会や職員会議等で共通理解を図る。また、いじめ問題の相談窓口は、新規で4つ増やしている。このことは、先日の校長会議でも説明したが、相談窓口を多くすることで相談のしやすさを高めていく。また、特にSNS等を巡る場合、なかなかいじめが認知できないという状況があるため、市のホームページの中に匿名性が担保できる「キャッチボールメール」というものがある。市のトップページからすぐに入れるもので、これは特に匿名性が高く連絡先を入力する必要がない。確実に受けることが出来るため、この活用についても、先日行われた校長会議の中で周知をした。

いじめの解消率であるが、継続観察中のものも含めて小学校では約75%、中学校では約55%の状況である。県のいじめ防止の基本方針の考え方が変わり、保護者や子ども同士が「特にいじめはない」と言う前から3ヶ月間何もなければ、「完全に解消」と認識するといった指導を受けたと

ころである。

このいじめのアンケートは、6月に実施をしたものであるため、まだ、継続観察中のもの、あるいは、未解消と数えているものについて、2学期のアンケートで経緯をきちんと見ていかなくてはならないと思っている。

では、いじめに対してどのようなことを行っているかということを中心に簡単に説明する。学校は、いじめのアンケート、教育相談週間、いじめ対策委員会を組織して、いじめ防止の基本方針を毎年見直している。これは、小・中学校共に確実にしている。小学校でいうと、特に1学期は新生を迎えるということで、1年生を迎える会というものはただの行事ではなく、子どもたちがどのように1年生を迎えたら喜ぶかというようなことを考えながら、行事を作っていくということを行っている。また、低学年での指導が大事だというところがある。特に言葉づかいで、「言われて嫌な言葉」、「言われてうれしい言葉」などの掲示物を活用したり、あるいは各学級の壁に、子どもたち一人ひとりがいじめをなくすために作った標語を掲示したりしている。各小学校や地域でさかんに行っているあいさつ運動は、子どもたちが顔見知りになる、また、地域の方が子どもたちと交流する機会という風に捉えている。小学校は1年生から6年生までおり、年齢にすると半分も違う子どもたちが校内にいたため、縦割りの活動を積極的に行い、年長の子供たちが年下の子供たちの面倒を見たり、喜んでいる様子を見たり、うれしいと思ってもらえるような活動を行ったりしている。

小中学校共通して行っていることは、道徳教育の充実である。週に1時間ある道徳の時間を大切にし、副読本の「私たちの道徳」あるいは県の映像道徳教材などを活用して、道徳教育の充実を図っているところである。また、本市はセカンドスクール、自然体験学習など集団宿泊学習を行っている。友達と協力すること、あるいは自然の大切さを学ぶ良い機会になっている。また、中学校においては生徒総会などでいじめ撲滅のプレゼンテーションを生徒会が主導になって行ったり、あるいは、ある中学校では「いじめゼロ」のキャラクターを子どもたちが作り、それを缶バッジにして通学のカバンにつけ、「いじめはしない・許さない」ということを誓っていたりする学校や、イエローリボン活動ということで「いじめのゼロ宣言」をして誓ったということで、イエローリボンを付けている中学生の活動がある。また、ある学校では道徳の授業で、NHKで放送している「いじめノックアウト宣言」などを活用して、NHKに自分たちの取り組みなどについて送っているという報告も受けている。

教育委員会としては、いじめのアンケートを依頼するだけでなく、このように教育委員会会議の中でも報告させていただき、今後の対策等について貴重なご意見をいただきたいと考えている。また、各種担当者会議で協議したり、学期末に必ず指導課の指導主事が各学校を訪問して各学校のいじめの状況、あるいは解決に対する手だてなどについて一緒に協議したりして、関係機関等につなげるなどの手立てをとっているところである。また、昨年度からいじめの対策組織も開催している。これは、中学生に配っている名刺大のいじめ相談の連絡先をまとめたものである。この内容についても、今年度見直しを行いたいと考えている。また、総合教育センターにはいじめの相談の窓口がある。青少年センターは「こどもの110番の家」ということで、子どもたちが何かあった時に駆け込める場所を確保する活動をしている。また、今学期新たな取り組みとして、青少年センター主催でネットモラル向上委員会を開催し、各中学校の代表が集まって「ネットのいじめをなくすために、私たちはどんなことができるのだろうか」ということを話し合い、それを学校に持ち帰り、標語を作成するなどの活動を行っている。また、人権擁護委員さんには小学校で人権教室を開催、子育て支援課との情報共有なども図っている。また、昨年度は6中学区の1000か所ミニ集会の様子であるが、講師を招いていじめについて話を聞くだけではなく、グループ討論をするなど地域も見られる。また、先ほども述べたが、昨年度からいじめ問題対策委員会・いじめ問題対策連絡協議会を立ち上げている。本年度は7月21日にいじめ問題対策連絡協議会を、また、それに先

立って7月11日にいじめ問題対策委員会を開催した、と概要を説明

原田委員

記名式と無記名式を比較すると、記名式アンケートの方が認知している件数が多いことに驚いた。双方の内容を比べるとどうか。関連はあるのか、と質問

上原指導課長

まず、無記名式アンケートであるが、これは家に持ち帰るのではなく、学校で行っている。主な内容としては「いじめられているか」、あるいは「いじめをされているのを見たことがあるか」、「その他、いじめのことについて何か伝えたいことはあるか」というようなもので、学校で行っているアンケートであるため秘匿性が高く、記名式の内容と比べて簡単にしたため時間がかからず、どこに丸をつけたか分からないような形となっている。関係性についてであるが、先ほど述べたように、記名式のアンケートを行ってから無記名式のアンケートを各学校で行っているため、記名式で上がってきたいじめの認知について指導した後に、無記名式アンケートを行うというような学校もある。そうになると、いじめを訴える数は減ってくるであろう。また、記名式アンケートを行ったあと、特に教育相談を行わず、日にちを置いて無記名式を行っている学校についても、記名式の中できちんと述べている子どもが、無記名式アンケートの中で訴えて先生や保護者に認知されたため、認知件数が減っているのではないかと認識している、と回答

原田委員

人間の心理として、記名式アンケートは自分の名前が出るわけだから、書きたくないこともあると思う。無記名式アンケートは、真実を語る事が可能であると思うが、どう考えているか、と質問

上原指導課長

御指摘のとおり、国立教育政策研究所などが推奨しているのは無記名式アンケートである。名前を出して書くことは勇気がいる。「『いじめがある』ことを無記名で書くこと」や、「いじめのクラスの雰囲気を知るには無記名式が良い」ことが、国立教育政策研究所から出されている。特に、いじめられていることについて「知られたくない」、そして「記名式で書けない」という子どもが訴える場として、無記名式のいじめのアンケートを行っているところである。ただ、名前があるものとなないものであるため連携はとれないが、もしもそこで数が増えたり、あるいは記入欄に記名式のアンケートには書かれていなかった事実があったりした場合は、当然、指導の対象としている、と回答

原田委員

無記名式アンケートには記名式では言えないことを書いている可能性もあるため、そこは考慮し、十分に精査をしてほしい、と要望

貞廣委員

原田委員の意見にも関連するが、学年別のいじめ認知件数を見ると中学3年生に向かってずっと減っていったが、小学5年生からの劇的な減少は、実際に減ったようには思えない。明らかに地下に潜っているいじめがあると思う。そのため、小学校5年生以降はアンケートや教育相談ではなかなか掴めない部分であり、減ったという解釈をされていないとは思いますが、いかに目が届くようにするかを考えてほしい。関連して、3点質問したい。1点目は、いじめはおそらくなくなるであろうという認識は持っていると思うが、特に、ネットの中でのいじめは学校ではとても対応できる

ものではないと思う。まさに、地下に潜ってしまう。県がネットパトロールをしているが、できるのは掲示板までで、ツイッターやフェイスブック、ブログなどは全くオープンにならない。米国企業のSNSだと、弁護士が米国企業に英文で「公開してくれ」と手続きをしないと、話すらできない上に、大抵公開してもらえない。そのため、全く分からない。むしろ、この辺りが見えるようになるというより「見えない」、「私たちの手が届かない」ことを前提に、保護者も学校も、地域の方も当事者意識を持って、社会全体で対応していただけるような諸活動をしてほしい。「なくなる」、でも「絶対に許さない」という姿勢を持っていただきたい。2点目は、県の教育委員会の調査によると、学校のいじめの対応で一番苦勞しているのは、保護者のメンタルケアであるという結果が出ている。保護者自身がハラスメントを受けてもはねのけられるが、自分の子どもがいじめられた時の心のもやもや感と「いじめが解消されました」と学校に報告された時に納得できるかということについては、相当ハードルが高い。この辺り、学校の先生方は苦勞しており、個々の学校で全面的に対応するのは、学校にとっても保護者にとってもたいへん不幸なことである。ぜひ、保護者の心の問題や納得性への対応は、教育委員会できちんと考えていってほしい。3点目は、「いじめを最初に捉えた時に、きっちり調査をして情報共有をする」と言っていたが、色々と込み入った事情になってしまったいじめの対応をみると、ほぼ初動に失敗している。いかに、最初にどういう対応をするかについて学校での危機意識が失われないよう、教育委員会でもアンテナを鋭敏に持ち、共有してほしい、と要望

上原指導課長

まず、小学校5年生になるといじめの認知件数が大きく減るということについてであるが、御指摘のとおり、いじめが解消されたということよりも隠れたいじめがあるのではないかと認識を当然持っている。教育委員会としても、子どもの変化、あるいは様子などに気づく目は非常に大事であると思っている。そのため、そのような内容について、研修の中で取り組んでいる。これは不断の努力が必要であると認識している。また、「いじめはどの子にも起こり得るものだ」ということについては間違いないと思う。いじめられた子が、いつもいじめられているわけではなく、立場が逆転していくこともある。「なくなる」というか「なくしたい・なくす努力をしなければならない」ことであるが、どの子にも起こり得ることだという認識に立って、共通理解をして対応していかななくてはならないと強く感じた。また、ネットいじめについては、いじめ自体が見えにくいものではあるが、その中でも一番見えにくいものであると思う。家に帰ってから子どもたちが行うことについては、なかなか学校の手が届かないということもあるため、保護者会の中でSNSのことについて触れるなどしている。特に今年度、千葉大学の藤川先生に来ていただいて葛南5市の教育講演会の中で、ネットのいじめについて御講演予定である。これは、見えにくいいじめに対しての手立ての1つだと考えており、このような取り組みを大事にしていきたいと思っている。また、保護者の対応については、非常に苦勞している案件と聞いている。特に、教育委員会としては、保護者から「重大事態である」という訴えがあれば、当然、いじめ問題対策委員会の中で協議し、あるいは調査をしていく対応を考えているところである。とにかく、早期発見・早期解決ということが非常に大事であると思う。その初動について「何をどのくらいの時間のスパンでやるのか」ということについて、具体的な内容や数字を示し、校長会等では説明したところである。いじめ問題はこれからもずっと継続していく内容であるため、「毎年同じことをやっている」とならないように、少しでも変化をつけながら対応していきたいと考えている、と回答

古本委員

原田委員の質問にも関わりますが、無記名式を学校で行っている理由は何か、と質問

上原指導課長

無記名式は、国立教育政策研究所の調査内容を踏まえると、無記名式を行うことで学校・学級の雰囲気をつえられることや短時間で行うことができる。じっくりといじめについて向き合うことは記名式で行い、無記名式についてはその時々々のタイムリーな状況などを把握するために学校で行っている。また、学校によっては教育委員会から依頼しているアンケート以外にも、学校独自で無記名式アンケートを行い、その変化を見ているという学校もある、と回答

古本委員

いじめの認知度を上げるためには、家に持って帰って無記名でアンケートを行い、封筒に入れて回収するなどのやりの方が良いと思うが、いかがか。手間がかかるのであれば、記名式と無記名式を同時に行った方が認知率が上がると思うし、雰囲気もダイレクトに分かるのではないかと質問

上原指導課長

貴重な御意見として検討したい、と回答

梓澤委員長

アンケートにある「いじめられた相手」の項目であるが、小学1年生は「下級生」と答えた子どもが17名いる。これは、就学前からいじめられていたと理解してよいのか、と質問

上原指導課長

小学1年生のアンケートは、「幼稚園から」と書かれている項目もあるため、そこがカウントされている。つまり、「下級生」というのは年長だった時の年中・年少、というような認識で捉えている。説明では「入学の時から」のこととしているが、「その他いじめについて」と書く欄もあるため、「幼稚園の時に」、「年少から」といった事例があると認識している。ただ、同じ学校にいれば同じ学校の中で行うが、特に「幼稚園の年長から」の内容については、学校に通っている子どもに対する指導になってしまう、と回答

原田委員

いじめの相談相手が、中学校では養護教諭にしたケースが1件しかないということに驚いた。例えば、高校では圧倒的に養護教諭が多い。学校で養護教諭を活用するよう啓発はしていないのか、と質問

上原指導課長

啓発については、「どの先生でも相談を受けられる」と周知している、と回答

原田委員

先生と生徒が対峙して事情を聞くと、自分の本音を正直に話さない生徒が多い。しかし、養護教諭には素直に話すことがある。生徒の本当の状況を知りたい時は養護教諭に情報をもらい、対応したというケースがたくさんあった。そのため、この結果には驚いた。このようなこともあるため、もっと養護教諭に相談できるような雰囲気を学校で作っていく努力をしなくてはならないと思う、と発言

上原指導課長

件数としては1件であるが、逆に養護教諭以外にも相談することが出来る、相談相手を選べるといってもこの表から見受けられる。ただ、御指摘のとおり保健室という曖昧な空間、「学校であるが学校でない」雰囲気は非常に大切であると思っている。今後もこのアンケートは学校にも周知しているため、養護教諭にもこの話をしたいと思う、と回答

原田委員

参考までに言うと、なぜ高校生が養護教諭に相談するかというと、養護教諭は生徒の評価をつけないからである。他の先生方は評価をするが養護教諭はしない。そのため、子どもたちが素直に話せる。そのような側面もあるため、ぜひ、養護教諭を活用するよう学校に周知してほしい、と要望

上原指導課長

逐次、取り組んでいきたいと思う。今、養護教諭も積極的に授業に入ったり、教育相談の研修を受けたりしており、決して努力していないわけではないがその点については、新たためて周知をしていきたいと思っている、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

議案第20号 平成30年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について (学校教育課)

高橋学校教育課長

平成30年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について説明する。本議案は、習志野市立習志野高等学校管理規則第24条の規定により、平成30年度習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものである。

現在の入試制度は、平成23年度入試より実施しており、前期選抜・後期選抜の形をとっている。当然、習志野高等学校第1学年の入学者選抜要項については、次年度の千葉県公立高等学校の入学者選抜要項、同実施細目に準じて制定をするものである。

今年度の主な変更点については、習志野高等学校の強い要望を踏まえ、「期待する生徒像」が変更になっている。習志野高等学校の特色をより明確にするために、要件イを3項目に細分化したこと、併せて昨年度までbに記載されていた「スポーツ活動、文化活動等に優れた資質・実績を持つこと」を、1番上の1項目にした。その他の変更点は、学力検査日や曜日等の日程になる。これらは、平成30年度千葉県立高等学校入学者選抜の日程及び方法と同一日程としている、と概要を説明

貞廣委員

今回、「期待する生徒像」がより明確化されたが、これはアドミッションポリシーであると思う。アドミッションポリシーは必ず、カリキュラムポリシーとディプロマポリシー、いわゆるどのような卒業認定をするかということの3つがセットになっている。習志野高等学校はカリキュラムポリシーと、どのような卒業要件の方針をとるかというディプロマポリシーに相当するものは持っているのか。「こ

ういう生徒に来てほしい」と思うのなら、「このような魅力的な教育課程によって、こんな能力をつけた生徒を卒業させる」ということとセットでなければならぬであろう。特に、カリキュラムポリシーに関しては、次期の学習指導要領でカリキュラムマネジメントが非常に重要視されていることから、重要度が高まっていると思うため聞きたい、と質問

高橋学校教育課長

質問に関して、詳細に習志野高等学校と話をしたわけではない中で答えると、今回、「期待する生徒像」をより明確化したのは、昨年度の問題を受けて県の説明会を増やした中で、実際の高校生活や卒業後の進路等を視野に入れたと聞いている。この部分については、新ためて習志野高等学校に伝え、確認をしていきたい、と回答

貞廣委員

ぜひ、「良い」生徒に来てもらったのであれば、「こういう教育課程を実施する」、これだけ少なくない予算を使っているからには「こういう社会人としての卒業生を輩出する」といったことをしてほしい。今回たまたま、入学検査の選抜方法の問題があって「期待する生徒像」を明確化したわけだが、ぜひこれをチャンスと捉えてカリキュラムの実施方針も、どのような卒業生を輩出するかという卒業認定も新ためて検討してほしい。習志野市民は習志野高等学校が本当に好きで、期待をしていると思うので、ぜひ検討してほしい、と要望

古本委員

入学者選抜要項の変更点を見てみると、「入学後、本校運動部又は文化部に所属し、継続的に活動を続ける強い意志を持つこと」とあり、前の「取り組もうとする意志のあること」よりも強い文言になっているが、これは習志野高等学校に入学した場合、部活に必ず入らなくてはいけないということなのか。また、途中で辞めることはできるのか。怪我等をして部活を続けられなくなった時に、辞めるという選択肢もあると思うが、それに対して強すぎる気がするが、いかがか、と質問

高橋学校教育課長

御指摘していただいたところは、教育委員会で検討する中でも話に挙がった。1つ目として、この「期待する生徒像」は前期選抜のものであるため、より習志野高等学校の特色を出していこうということで、このような形となった。もちろん、入学後に怪我等でどうしても部活の継続が難しくなった時は、当然考慮すべきことであると思う。また、後期選抜については前期選抜の「期待する生徒像」以外の学力を含めた生徒たちにも入学してきてほしいと考えており、文武両道を目指している、と回答

原田委員

習志野市民は習志野高等学校を本当に愛していると思う。習志野高等学校は部活が盛んであるが、その反面、大学入試の一般入試の受験者が非常に少なくなっている。習志野高等学校には良い生徒がたくさんいるので、もう少し、文武両道の「文」の部分頑張ってもらいたい。そうすることで、習志野高等学校はもっと市民に愛される学校になるのではないかと発言

高橋学校教育課長

「期待する生徒像」においても、学習活動・学校生活全般について意欲を持つことであると考えているため、絶対に外せない部分であると考えている。部活はもちろん、勉強面もしっかり頑張っ

て、市民に喜んでもらえるようなより良い習志野高等学校をつくっていくよう、学校側と協議をして進めていきたい、と回答

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第22号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

高橋学校教育課長

習志野市立幼稚園及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明する。

先ほど、報告事項(3)において習志野市通学区域審議会の答申について報告があった、鷺沼台1丁目1番並びに鷺沼台2丁目19番地域の一部の通学区域について、鷺沼小学校をそれぞれ津田沼小学校、大久保小学校に指定校変更することに伴い、津田沼小学校並びに大久保小学校の通学区域に当該地番を加えるとともに、鷺沼小学校の通学区域からは、当該地域の地番を除くように変更するものである。なお、当該地番の住居番号が付定した段階で、改めて本通学区域の規則の一部を改正する、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第24号 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する習志野市教育委員会職員対応規程の制定について (教育総務課)

三角教育総務課長

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する習志野市教育委員会職員対応規程の制定について説明する。

まず、この規程の「制定の理由」としては、規程の第1条の「趣旨」にもあるが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項に基づき、平成27年2月24日に閣議決定された、「障害を理由とする差別の解消に関する基本方針」に即して、職員が適切に対応するために必要な要領を職員の服務規律の一環として「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する習志野市教育委員会職員対応規程」を制定するものである。

この規程の内容としては、第3条、「対応方針」として、本市は「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」を平成27年12月25日に制定し、障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障を図ることにより、障がいのある人もない人も全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することとしている。この考え方に鑑み、本市の事務又は事業においても、これに沿った適切な対応をしなければならないとしている。第4条において、「不当な差別的取扱いの禁止」を定めており、職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として、障がい者でない者と比べて不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならないとする

こと。第5条、「合理的配慮の提供」として、職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならないとすること。また、第7条、「懲戒処分等」として、職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず、合理的配慮を提供しない場合は、その具体的態様、これは状態、様子などを指すが、これによっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当するものとして、懲戒処分その他の措置に付すものとするとして、第8条、「相談窓口」として、市長事務部局人事担当課及び障がい福祉担当課に設置される相談窓口に申し出るものとする。最後に第10条、「補則」となるが、この訓令で定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応については、市長事務部局の例によるものとするとして、

また、施行期日は、平成29年8月1日を予定しており、市長事務部局で制定される、「障がい者理由とする差別の解消の推進に関する習志野市職員対応規程」と同日としている、と概要を説明

梓澤委員長

第10条に、「この訓令に定めるもののほか、障がい者理由とする差別の解消の推進に関する職員対応については、市長事務部局の例による」とあるが、市長事務部局の例が示されていない。どのようなものなのか。また、市長事務部局はいつ制定・施行するのか、と質問

三角教育総務課長

まず、市長事務部局の規定であるが現在策定を進めており、教育委員会と同日の平成29年8月1日施行の予定である。具体的な内容については、正当な理由がないにもかかわらず、障がいのある方の窓口の順番を後回しにして時間をかけるなどの差別を避けるよう定めること、となっている。これについては、同じ習志野市の機関として、市長事務部局と教育委員会と同じ対応をとるため、教育委員会も市長事務部局の例にならって、対応することを表す文言の表現になっている、と回答

梓澤委員長

足並みを揃えることは大事であるため、よろしく願いたい。第9条に「研修」とあるが、早々に職員は参加すべきであると思う。どのような計画になっているのか、分かる範囲で教えてほしい、と質問

三角教育総務課長

具体的な日にち等は決まっていないが、8月1日にこの訓令を施行後、市長事務部局・教育委員会でも職員への周知を図り、その後に研修を行うことを予定している、と回答

古本委員

第7条に、「過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しない」という少し曖昧な表現になっている一方で、義務違反や職務を怠った場合は懲戒処分という重い措置を課されている。この判断は誰がするのか、と質問

三角教育総務課長

最終的には、相談窓口となる人事担当課及び障がい福祉担当課との協議が基となるが、抽象的な表現となっている部分については噛み砕いてどのような基準にしていくのかを、現在、市長事務部局と協議を進めて整えようとしているところである、と回答

古本委員

そのとおりであると思う。しかし、あつてはいけないことであるとはいえ、非常に罰則が重いので、誰がどのような基準でやるのかはある程度はつきりさせた方が良いのではないかと思う、と発言

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第24号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について (教育総務課)

三角教育総務課長

平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について説明する。点検・評価の対象は、「習志野市教育課題」を踏まえた「平成28年度習志野市教育行政方針」に基づく事業・施策に対する教育委員会の取り組み状況、平成28年度に作成した報告書において課題となった事項への平成28年度の対応の状況である。

報告書(案)について、説明する。教育委員会の活動及び運営状況として、教育委員会会議の開催状況、審議を行った付議案件等について、取りまとめをしている。平成28年度では、合計で57件の付議案件を審議いただき、議決及び承認をいただいたものであった。

続いて、平成28年度に取り組むべき主要事業として定めた、教育行政方針に基づき、各課で取り組んだ状況について、自己評価を取り纏めて記載をしている。例えば、基本方針のひとつである、「子どもの生きる力を育む教育の充実」に基づく、具体的な施策・事業について、主な取り組みと成果、このことにおける「今後の課題と方向性」を示している。施策(1)では、「確かな学力を保障する教育の推進」として、指導と評価の一体を図るとともに評価を大切にすること、ICTの活用、発問・板書・ノート指導の充実など、教師の授業力の充実に努めてきた。このことに対して、今後の課題と方向性としては、次期学習指導要領の実施に向けて、その趣旨と移行措置に関して指導助言にあたっていくことを確認したところである。このように、「平成28年度教育行政方針」に基づく、各課での取り組み状況について、教育委員会で自己評価をしている。

次に、28年度において、27年度の取り組み状況を評価した際に、残された課題となったもの、具体的には、「今後の課題と方向性」に示された事項に対してのその後の取り組みを再評価している。どのように取り組んだのか、予算措置の状況、達成度、方向性がどのようにになっているのか、記載している。

続いて、28年度において再評価を行った中で、「達成度がCあるいはD」としたものについて、その後の取り組み状況を再度評価し、状況を記載している。

最後に、総括的に点検・評価の内容も取り纏めている。また、巻末には「習志野市の教育課題」を、「平成29年度 習志野市教育行政方針」を添付している。

次に、概要版(案)を8ページにわたってまとめてある。概要版は、一昨年度より作成している。これは、こども部・学校教育部・生涯学習部の施策の中から、数値で表せるような内容で、顕著に「実績を伸ばしている施策」及び「更なる取り組みが必要な施策」をピックアップして解説を加えて

まとめたものである。今年度が3年目に当たり、この3年間で18の基本方針を一とおり扱ったことになる。

それでは、内容について、説明をする。これは、いじめ・不登校に関する施策で、一昨年度、昨年度も取り上げたものであるが、いじめ・不登校の問題は、継続的に点検及び評価をしていかなければいけない施策と考え、取り上げた。

「基本方針6 魅力ある市立高校づくり」『施策1 多様な高校教育の一層の充実』の中で、部活動支援体制の充実を実績のある施策例として取り上げている。部活動の加入率、大会での実績だけに留まらず、人間性の育成にもつながっているものと評価している。

「基本方針9 芸術文化の振興」『施策1 芸術・文化活動の振興』の中で、市民参加行事の充実について、各行事の参加人数をグラフに表したものである。習志野市芸術文化協会が主催している芸術祭、習志野市美術展覧会、第九演奏会等で、入場者数が増加している。また、公益財団法人習志野文化ホールの協力を得ることで、習志野市芸術文化協会のマネジメント面の強化にもつながっている。

「基本方針16 持続可能な社会教育設備の整備」『施策1 様々な手法による社会教育施設の改修・整備』の中で、京成大久保駅周辺地区の公共施設再生事業について、新規事業として取り組んだ施策例として掲載した。

毎年度、いくつかの教育委員会が取り組んだ施策を取り上げて、わかりやすく情報発信を行うことで、多くの市民の方々に教育行政を感じていただこうと考え、概要版を作成している、と概要を説明

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 第七中学校区における市立幼稚園のあり方について

(学校教育課)

小野寺学校教育部主幹

これまでに、市立幼稚園の園児数については学校基本調査をとりまとめた際、小中学校の状況と合わせて実態を教育委員に報告している。また、市立幼稚園の入園者数は大きく定員を下回っている状況にあることから、平成28年度の教育委員会会議の中では市立幼稚園の入園状況について報告し、特に、秋津及び香澄幼稚園においては集団教育ならではの学びをどのように保障していくのか、何らかの手立てが必要なのではないかと認識している旨の説明をした。このような中で、現在、この状況について地域の方々、あるいは保護者の方々に説明しているところである。これまでに、秋津幼稚園の保護者には3回、香澄幼稚園の保護者には2回、秋津地域の方々には2回、香澄地域の方々においてはまちづくり会議の役員会を含めて2回、説明をしてきた。秋津幼稚園の保護者からは、集団教育の学びについては市側の提案に対して、「豊かな経験ができるようになるという点においては理解できる。しかし、一方で実施に向けての課題として、登園の際の安全性を危惧している」といった声をいただいている。加えて、「再編の際のこどもへの負担軽減を求める配慮を願う」といった意見もいただいた。秋津地域の方々は、「幼稚園がなくなることは大きな問題である」ことから、説明会を再度求める、といった声をいただいた。説明会の際の生の声としては、「この計画については白紙撤回」や「幼稚園がなくなることは、秋津地区そのものの衰退につながる」といった声をいただいた。一方で香澄幼稚園・香澄幼稚園の保護者、あるいは香澄地域の方々からは、この計画については一定の理解をしていただいているのではないかと捉えている。本日はこのことを受けて、新ためてこの計画をしている香澄幼稚園・秋津幼稚園のあり方

について、再度協議していただきたいと思う。

本日の資料は6点ある。1点目は、過去5か年の総人口及び就学前児童数の推移である。2点目は、就学前児童の利用施設内訳である。3点目は、私立幼稚園の状況を踏まえた市立幼稚園の児童数推移、4点目は、市立幼稚園及びこども園の児童数の推移、5点目は、秋津・香澄地域における人口と就学前児童数の状況及び保育・教育施設の利用実態である。これに、現在説明会の際に活用している「第七中学校における市立幼稚園について」という資料を加えて6点目である。順に説明していく。

1点目の「過去5か年の総人口及び就学前児童数の推移」は、平成29年3月31日現在における本市の総人口について取り上げたものである。平成29年について言うと171,970名、0才から5才までの就学前児童数の合計は9,400名で、総人口から見た割合は5.5%となっている。これは、前年度同時期と比較していずれも増加しており、人口で2,509名、就学前児童数では247名多くなっている。特に、就学前児童数は谷津・奏の杜地域における人口の増加に伴って増えているのが実態である。平成25年5月の推計ではあるが本市推計人口簡易報告書によると、人口は今後も緩やかに増加傾向にあるものの、就学前児童数は少子高齢化の影響を受け、平成29年度をピークに減少傾向になると予測している。これが過去5か年の総人口、あるいは就学前児童数の推移である。

2点目の、就学前児童がどのような施設を利用しているのかであるが、平成29年度の就学前児童数9,400名の利用施設状況を述べると、保育所利用が2,278名で全体の割合で見ると約24%、1号認定こども、いわゆる幼稚園教育対象児のこども園を含めた市立幼稚園利用が679名、その割合は約7%となっている。同様に、こども園を含めた私立幼稚園利用が1,389名、その割合が約15%となっている。残る5,054名が、認可外利用施設の利用であったり、在宅等で子どもの面倒を見ていたりする実態となっている。この傾向は、就学前児童数は年度によって増減はあるものの、大きく変化していることはないと言える。

3点目の、市立・私立幼稚園及びこども園の園児の在籍状況である。本市における乳幼児期の教育保育の提供は、市立・私立幼稚園の保育施設が連携し、互いがそれぞれの役目を担うことで、多様なニーズに対応してきた。このような中で、市立幼稚園の園児数は減少の一途を辿り、新たな入園を希望する園児数が大きく減っている幼稚園が発生するなど、教職員の質の向上、運営に要する経費の面から見て、様々な課題が生じてきている実態がある。

4点目の、市立幼稚園及びこども園の児童数の推移について、各園の定員、在籍園児数、在籍率をまとめたものである。平成29年度5月1日現在の状況としては、幼稚園9園の定員数が1,645名に対して、在籍園児数は459名、在籍率としては、27.9%となっている。特に、香澄幼稚園の在籍園児数は13名、秋津幼稚園では32名と定員を大きく下回り、在籍率も20%以下となっている現状下にある。見ていただくと分かるように、定員に対する在籍園児数の状況、在籍率は低く、定員を大幅に下回っている。

5点目の、秋津・香澄地域における人口と就学前児童数の状況及び保育・教育施設の利用状況についてであるが、平成29年3月末日現在、平成28年3月末日現在の2か年の状況ではあるが、それぞれの地域における就学前児童数の実態と、その子どもがどのような施設を利用しているのかを、参考までにまとめたものである。平成29年3月末日現在の市域全体の総人口としては、171,970名となっている。これに対して就学前児童数の状況は、全体の状況としては9,400名、その割合は5.5%という実態である。これら9,400名は記載のとおり施設が利用されている。では、秋津地域、あるいは秋津地域の就学前児童数の状況がどうなっているのかについて説明する。市域全体では9,400名と述べた就学前児童数は、秋津地域では秋津1丁目から5丁目まで合わせて213名いる。全体から見た割合は約2.3%となっている。これが平成28年の状況で

言うと、同じような数となっているが203名で、割合としては2.5%という状況になっている。香澄地域の状況はどうなっているかというと、香澄1丁目から香澄6丁目まで合わせて216名おり、全体から見た割合は約2.3%となっている。これが平成28年の状況で言うと、203名で、割合としては2.2%となっている。秋津・香澄地域の就学前児童数はほぼ同じとなっている。住民基本台帳人口の町丁目の状況が、各年3月31日現在しか取れないため時点が違うが、今述べたとおりの数となっているが、若干時点が違うものの、平成29年5月1日現在において、秋津地域における子どもがどのような施設を利用しているのかということに記載した。秋津地域における子どもたちは、主に秋津幼稚園の利用が4才・5才では24名、袖ヶ浦こども園の長時間児として、いわゆる保育所保育としての利用であったり、秋津保育所での利用であったり、また、私立幼稚園の利用であったりというような状況が見て取れる。一方で、香澄地域における就学前児童の利用施設の状況はどのようなのかであるが、記載のとおり、香澄地域から秋津幼稚園を選択された方は2名、香澄幼稚園を選択肢した方は9名である。袖ヶ浦こども園を選択した方、私立幼稚園を選択した方、秋津保育所を選択した方、かすみ保育園を選択された方は、記載のとおりである。このことから、幼稚園需要よりもどちらかという保育需要が高まりを見せているという実態がある。幼稚園の選択としては、公立幼稚園を選択する方、私立幼稚園を選択される方というようなところで、状況については記載のとおりである。

現在、本市では私立幼稚園と公立幼稚園が相互に補完し合いながら幼児教育を担ってきた。しかし、少子化の影響や女性の社会進出、就労形態の多様化など社会状況が刻々と変化する中で、保育需要が増大する一方で、幼稚園需要は減少傾向にあるということが実態である。先ほどから述べているが、園児数は減少傾向が続いており、このような中で、本市では15あった市立幼稚園は時代のニーズを受ける中で、現在、市立幼稚園としては9園となっている。本市では、減少する幼稚園需要と増加する保育需要に対応するとともに、これまでの市立幼稚園・保育所の教育保育及び子育て支援を将来に渡って持続可能なものにするために、こども園と転換する道を選択してきた。少し経過を説明すると、平成15年度にこども園構想を立ち上げ、平成18年度に第四中学校区に東習志野こども園を開園した。平成21年度に策定した第1期のこども園整備と市立幼稚園・保育所の再編計画により、中学校区を単位に7つのこども園整備をする基本方針の方向の基に、引き続き第六中学校区に杉の子こども園と第三中学校区に袖ヶ浦こども園の開設をしてきた。この他、実花幼稚園とつくし幼稚園については、保育園機能を加えたこども園として私立化を進めてきたところである。さらに、平成25年度に策定した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第2期計画」においては、第二中学校区に大久保こども園の整備をするとして、現在進めている。少し経過を説明すると、この第2期計画を定める際、こども園整備の整備計画としては、こども園の未設置である4つの中学校区のうち、既存施設の一部改修の拠点施設となるこども園について1か所整備をしたいということで、地域の方々の声をいただいた。この4つの中学校区というのは、第二中学校区における大久保こども園の整備である。これは、大久保保育園と新栄幼稚園を統合し、市立大久保こども園を設置しようというものである。もう一つは、藤崎幼稚園に、新たな保育所機能を付加するようなこども園を整備したいというものである。もう一つの谷津・向山地域のこども園としては、場所は現時点では未定であるが、幼稚園に新たな保育所機能を付加した形の中でこども園を整備したいというものである。香澄こども園としては香澄幼稚園を活用し、香澄幼稚園と秋津幼稚園を統合する形の中で、新たな保育所機能を付加し、整備したいという話をした経過がある。しかし、この中で、どの一か所を選択したのかということであるが、施設の老朽化等を踏まえた中では、まずは第2期の中では大久保こども園を整備したいということで、大久保保育園と新栄幼稚園を統合した。したがって、残る未設置の中学校区におけるこども園整備については、第3期となる計画の中で対応する予定であった。しかし、秋津幼稚園・香澄幼稚園

の入園者数の状況を見て、子どもたちの環境を考えた時、第3期の計画を待つことなく早急に環境を整えたいと考え、地域の方々、あるいは保護者の方々に説明をしているところである。このことについて、教育委員に意見をいただきたく、協議事項として挙げた、と概要を説明

古本委員

先ほどから、子どもの数が減っているため市立幼稚園の園児数も減っていると説明しているが、私立幼稚園の園児数はどちらかというと増えている。この違いはどこにあると思うか、と質問

小野寺学校教育部主幹

これまでの歴史の中では、公立・私立が手を携えて教育を進めてきた。私立は主に、3才児からの教育を担い、公立は4才・5才の教育を担ってきた歴史がある。こういった背景も多分にあると思っている、と回答

古本委員

市立幼稚園の園児数は減っているが、私立幼稚園の園児数は増えているということは、市立幼稚園の行っていることはニーズから外れてきていると考えた方が良いのではないかと。今は香澄・秋津地域の話であるが、長い目で見ると他の地域でも同じことが起こるのではないかと。なぜ、市立幼稚園のニーズが外れてきているのかを考えるべきであるだろうし、「ニーズがなくなってきたから公立幼稚園を廃止する」のでは、解決にならない気がする。こども園化を進めていくことはよく分かるが、私立の園長先生に話を聞くと園児を集めることに必死である。例えば休日や時間外に限らず子どもを預かり、働いている保護者のニーズに応えようとしている。そういったところに市立幼稚園は問題があるように思えるが、いかがか、と質問

小野寺学校教育部主幹

本市の基本的な考え方としては、公立の幼稚園・保育所は民の力も活用した中で再編していこうという基本的な考え方がある。まずは、各中学校区にひとつの子育ての拠点となるこども園をつくっていこうという基本的な考え方がある。その他の保育所・幼稚園は、民間の力を活用した中で、保育需要も含めた幼児のための施設づくりをしていくという基本的な考え方もある。全てを公でやっていくのがいいのか、これには経費もかかるため、本市の選択としては公立の保育所・幼稚園については、今述べたような考え方の下で再編をしている、と回答

古本委員

昨年、公立幼稚園がこども園化した上で私立に譲渡されるといったことがあった。選択肢としては「なくそう」ではなく、「こども園」という選択肢も必要であると思うし、反対に、もし私立に移譲することで人を集められるならば、それも選択肢としてあるのではないかと。市で抱えるのではなく、私立にしてニーズがあるならば私立化もあるだろうし、そのようなことを考えてみても地域の方々にとっても「なくなる」というよりは喜ばしいのではないかと、と質問

小野寺学校教育部主幹

昨年私立化した施設としては、実花幼稚園、つくし幼稚園がある。乳幼児数は人口の簡易推計の状況ではあるが、平成29年度をピークにだんだん減っていくと予想している。当然、秋津・香澄地域においても子どもの数が大幅に増えるということであれば、将来を見据えて施設の再編をもう一度考えていく必要があると思うが、秋津・香澄地域においても就学前児童数が203名、216名

と先ほど言ったが、この先5年、10年先を見ても大きく増えるということはない実態である。一方で、保育需要が高まっているところである。それならば、公立幼稚園・保育園をどう再編していくかを考えた時には、幼稚園需要もゼロではないということとを考慮すると、こども園として再編し、新たな枠組みの中で幼児のための施設をつくっていくというものである、と回答

古本委員

そのとおりであると思う。しかし、現実的には私立の園児数が減っているわけではない。私立幼稚園の人々はバスを運行し、遠方の園児も集めている。園の廃止ということでは、今まで幼稚園に通ってきた人や、地域の方も反論が大きいと思う。当然、誰も応募しないのであればそれは仕方ないと思うが、私立経営のノウハウを入れることも選択肢の1つとして考えてもいいのではないかと発言

小澤学校教育部副参事

御指摘のとおり、本市としても民で実施できることは民にやっていただきたいという考えの基にある。本市では5園の私立幼稚園があり、全ての定員数を合わせると1,600名であるが、基本的には定員を満たしており、潤沢な運営をしている。私立幼稚園が運営を潤沢にさせていただくことも、市の重要な役目であると考えている。ただ、本市は文教住宅都市憲章で、とても早い時期から幼児教育の重要性を鑑み、公立で行ってきた。しかし、御指摘のとおり、時代のニーズは本来であれば3才児からの教育を希望されており、過去にこれを検討してきたこともある。ただ、乳幼児人口が減少する中で、私立と公立での園児の取り合いになってしまうので、そもそも公立の施設をどう再編するのかと平成12年度から検討が始まった。この中で、「公の役目は何なのか」と再度考えた。この頃から、在宅家庭の支援が公に課せられることが強く叫ばれるようになった。これは、虐待の問題や保護者の孤立化といった問題がある。このように、公が担わなくてはならない問題も明らかになってきた。一方、公立で保育所も実施して、公立で幼稚園を実施してきた実績も重要視した。このように、総合的な観点から検討した結果、地域の子育ち・子育ての拠点として、施設があって人がいて、そこに行けば相談にのってもらえるような拠点をつくりたいというのが、7中学校区に1か所ずつの市立で運営するこども園であると考えている。この本来の目的に沿って、今、7つの中学校区に1つのこども園を整備している。民の役割と公の役割を明らかに分けて、本市全体の子どもたちをしっかりと支援していこうという考えである。この中で順番に整備をし、今、4つ目の大久保こども園に辿り着いたところであるが、今回の第七中学校区の子どもたちの状況を見ると、確かに、公立の幼稚園を希望している方も数名いる。こういった中で、保育需要も抱え、さらに拡大する状況の中で、良い形で子どもの預かりができないかということで、こども園の市域全体のバランスとを考えて、香澄幼稚園を活用してこども園にしたいという提案をし、今、この案に基づいて地域の皆様に意見をもらっているところである。ここで、第七中学校区にこども園を整備した場合、3才からのこどもの保育もできる、こどもセンターも併設するため、地域の拠点としての役割も果たしていくことができる。ただ、本来であれば0才から5才まで預かるべきだが、今の香澄幼稚園と秋津幼稚園の子どもたちのことを考えると、やはり「適正な集団の規模でしっかりとした教育をさせてほしい」ということから、3才からのこども園としてまず、開設させていただきたい、と回答

古本委員

その点に関しては何も異論はないので、ぜひ進めていただきたい。今回、行っていることは将来的な市全体のモデルケースになると思うし、とても大切であるとも思う。ただ、公として持つのでは

なく、選択肢としては私立化も考えてもいいのではないかと思った。実際、地域の方が私立化に関してどう思うかは分からないが、地域の方の気持ちを思うと「なくす」ということではなく、存続させるという選択肢もあって良いのではないかと思う、と発言

小澤学校教育部副参事

幼稚園需要・保育園需要に関わらず、人口が増えていく状況の中で、私立にこども園として2園お願いをしている。ただ、秋津・香澄地域においては、残念ながら現状において、各地域共に1学年40名程度という数が推計されているため、そのような中では施設をつくっても国の認可が下りないという現状がある。こういったことから、今回については秋津・香澄地域を併せたこども園とし、その他この地域に私立幼稚園にバスの乗り入れもしていただいているので、民の力はそういった形で活用させていただこうと考えている。ただ、秋津幼稚園の施設は非常に良い状態であるため、ぜひとも子どもたちの活用場として使っていけるよう、地域の方々と一緒に考えていきたい、と回答

古本委員

地域の人とよく話し合い、地域の方の感情をあまり損ねないように考えていってほしい、と要望

原田委員

習志野市は文教住宅都市憲章の理念に沿って、子どもたちを大切にしている。その理念は素晴らしいと思う。そのため、こども園再編計画を白紙撤回するようなことはおかしいと思う。教育委員会は子どもたちを大切に、様々な政策を行っている。こども園化にはメリット、デメリットはあるが、教育委員会が掲げた理念を大切に、政策を行っていくべきであると思う、と発言

小野寺学校教育部主幹

第七中学校区である、秋津・香澄地域の子どもたちにどのような学びの環境を与えていくか、こども園の場所が秋津なのか香澄なのかというところは大きな議論をいただいているところではあるが、こども園を整備する中で、次長からの発言にもあったように、在宅の支援を含めた子育て拠点施設としてつくり上げていきたいと思っている。このように、子どもたちの教育環境を整えていきたいと思う。秋津幼稚園・秋津小学校については、秋津地域の保護者、あるいは地域の方々から大きな力をいただいた中でつくってきた。学校がどうなるのかということについては正直、今後どうなるのか分からない。秋津小学校が、今すぐなくなるということでもないし、秋津幼稚園としての園庭や小学校に併設された幼稚園跡施設がなくなるということではない。そこには、地域のためや子どもたちのために、一緒になって何かつくりだすことができればよいと思っている。まだ、地域の中で白紙撤回、あるいは秋津幼稚園がなくなることは受け入れられないという意見の中では、まだそこまでは互いに話をできる状況ではない、と回答

梓澤委員

ここで、所用により退室した貞廣委員より意見を預かっているため、お話しさせていただく。「市立幼稚園のあり方については、場当たり的対応や需要との不一致、地域による対応の相違が発生しないよう、全市的に対応方針について、しかるべき専門性を持った関係者によって公に検討されるべきである。その際、幼稚園が教育施設であることを第一に考慮するべきであるが、地域への説明には十分に配慮されたい」という要望であった、と発言

原田委員

教育委員として様々な施設を見てきたが、秋津・香澄幼稚園は集団活動の体を成していなかった。教育委員会は、このようなことも考えていくべきであると思う、と発言

小野寺学校教育部主幹

貞廣委員の意見に答えるならば、これまで「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」を策定しており、基本的には、この考え方に則って進めていきたい。この再編計画をつくる際、教育委員会会議に諮ってきたところである。今の秋津・香澄地区の現状を見た時に、少しでも早急に環境を整えるためにも今、踏み出そうとしているところである、と回答

小澤学校教育部副参事

本当に、地域の方々にとっては大事な幼稚園である。そのような観点は重要に考え、一つひとつ説明していきたいと考えているが、今回、前倒しをして地域の方々に提案をしているのは、子どもたちのことを考えてのことである。ここ数年、4年間に渡って平成26年・27年は秋津幼稚園の園児数が10名、9名となっている。そして、平成27年・28年は香澄幼稚園が8名、5名である。このような中で、子どもたちの状況を見ると、集団活動がなかなか成立していない。幼児教育にとって重要なことは、沢山の友達と関わりを持ち、その中で譲ったり譲られたりし、1つの遊びの中でルールを守ること、そして相手の言葉をよく聞くことなどにより人間関係を培っていく。そして、遊びの中で数の概念や言葉のやり取りなどを、経験を通して学んでいくことが幼児教育にとってとても重要である。その経験が子どもたちに不足するならば、本市が目指す集団教育のあり方としては課題があるだろうということで、今回一歩を踏み出した。現に香澄幼稚園は、週に1回程度、香澄保育所や秋津幼稚園に30分かけて行き、友達同士の交流を計画立てて経験している。次はどちらになるか分からないという状況で、やはり、2つの施設を1つにし、友達の数が増え、3才からも受け入れ年齢考慮も行い、地域の方々のための拠点となるよう、ぜひ進めていきたいと説明している。10月1日の広報紙により、保護者の方々は3才・4才・5才の子ども幼稚園をどうするか選択するため、いずれにしても何か答えは出さなくてはならない。時間は余りないが、丁寧な説明に努めて結果を導き出したい、と発言

梓澤委員長

市民の理解を得られるよう、丁寧な説明をしてほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

協議第3号 次回教育委員会定例会の期日について協議し、平成29年8月23日(水)午後1時30分に決定された。

<報告事項(5)並びに議案第19号、第21号及び第23号については非公開。

ただし、議案第19号については、平成29年9月1日をもって
市長から議会へ提案されたため、議案第21号及び第23号については、
平成29年8月31日をもって業務が完了したため、会議録を公開する>

議案第19号 平成29年度教育費予算案(9月補正)について

(教育総務課)

三角教育総務課長

平成29年度教育費予算案(9月補正)について説明する。今回提案する議案は、平成29年度9月補正予算として教育委員会会議にて議決後、市長に申し入れを行うものである。

概要について、説明する。(1)歳出概要及び財源内訳についてであるが、1番「要保護・準要保護児童援助費及び特別支援教育就学奨励費」は、申入れ額394万7千円、2番「要保護・準要保護生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費」は、申入れ額721万5千円で、これらは平成29年3月31日付けで、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が改正されたことに伴う、準要保護児童・生徒に係る「新入学児童生徒学用品費等」単価増分及び平成30年度「新入学児童生徒学用品等」の3月支給に係る費用となる。財源については、全額一般財源となる。以上が、9月補正分として市長に申入れるものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第21号 平成30年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)

(学校教育課)

高橋学校教育課長

平成30年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書の採択について提案する。選定に至るまでの経緯については、学習の系統性を十分考慮し、学校内の各教科部会での検討、教務部と各教科主任等による検討の後、職員会議を経て、校長による、公正かつ公平な選定が行われた。平成30年度から、新たに選定された教科用図書は、全日制の課程で59冊中、5冊である。

新ためて5冊を紹介する。国語については4教科書のうち、第一出版の「高等学校 改訂版 国語総合」「高等学校 改訂版 現代文 B」の2つが新たに選定された。数学は数研出版「新編 数学Ⅲ」が、外国語は教育出版の「NEW ONE WORLD Communication II Revised Edition」、啓林館の「Sailing English Conversation」が新しい教科書となっている。

選定理由については、生徒の興味・関心を喚起し、使いやすさ、それから習高生の学力向上に資するものと、各教科部会で十分に検討の上、校長が選定したものである。詳細については、各教科書の選定理由書を御覧いただきたい。なお、教育委員会会議で議決後、平成30年度使用の教科用図書の需要数について、千葉県教育委員会教育長あて、習志野高等学校長より「第2表平成30年度使用教科書一覧表」をもって報告するものであることを了承していただきたい。また、今、説明したように、普通科においては59冊中5冊の変更があるが、商業科においては11冊中変更になる教科書はない。

後ろに選定された教科書を置いてある。次年度変更になる5冊については、表紙に付箋を貼っているため、見てほしい、と概要を説明

各委員が、選定された教科書を閲覧

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第23号 平成30年度使用教科用図書の採択について(小学校【特別の教科 道徳】及び特別支援教育の一般図書) (指導課)

上原指導課長

平成30年度使用の教科用図書の採択について説明する。これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、学校教育法第34条及び附則第9条に規定され、さらに習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号に規定する、平成30年度小学校で使用する特別の教科道徳の教科用図書及び特別支援学級で使用する一般図書の採択について審議をお願いするものである。なお、小・中学校においては、4年間同一の教科書を採択することとされていることから、小学校では「平成26年度に採択した教科書」、中学校では「平成27年度に採択した教科書」を、引き続き使用することとなっているので、了承していただきたい。したがって平成29年度は、来年度から小学校で使用する特別の教科道徳の教科用図書及び特別支援学級で使用する一般図書について、葛南東部採択地区協議会で調査や協議を行った。

調査内容は、県が選定した小学校で使用する特別の教科道徳の教科用図書8社分及び新たに県が選定した特別支援学級で使用する一般図書5冊について、研究調査委員が「内容」、「組織・配列」、「表現」、「造本」の4つの観点で研究調査を行い、平成29年7月24日(月)に開催した、平成29年度第2回教科用図書葛南東部採択地区協議会において、研究調査委員から報告があった。道徳及び特別支援教育の研究調査委員は、それぞれの教科書や一般図書の特徴について、公正公平かつ細部にいたるまで丁寧な調査し、報告をした。それでは、研究調査委員の報告の概要について説明する。

はじめに小学校で使用する特別の教科道徳の教科用図書についてである。8社のいずれの教科書も先ほどの4つの視点について遜色なくつくられており、道徳の教科化のポイントである「考える道徳、議論する道徳」を実践していくのにふさわしい教科用図書であった。選定の留意事項として、本市での道徳指導を進める上で、また、本市の子どもたちの実態を考慮して、次のような報告があった。議論のポイントとしては、本市では各学校の先生方が子どもの実態を踏まえて、板書、発問、ノート指導などを考慮しながら道徳の授業を進めているが、それを受けて、分冊としてのノートやワークシートの有無について、また、様々なサイズの教科書があり、子どもたちの机の整理箱の中への出し入れや持ち運び等を考慮すること、そして、情報モラルやいじめに関する今日的な課題をどのように扱っているか、評価に役立つページがどのように盛り込まれているかなどがあった。

その後の協議会において、これらの条件を照合した上で、光文書院の教科書に、全ての学年の冒頭にオリエンテーションのページがあり、道徳の学び方の基本が他の教科学習のように「問いを持つ」、「考える」、「まとめる」、「広げる」のように示されていること、また、同社の教科書は巻末に「学びの足あと」という記録欄が設けてあり、1時間の授業で学習したことを書き残すことができ、評価に役立つようになっていること、総合的に見ても、細部にわたり行き届いた構成になっており、古くから残る定番といわれる話もしっかり掲載されていることが確認された。そこで光文書院の教科書が、協議会において、合議の上、選定された。

続いて、特別支援学級で使用する一般図書についてである。はじめに「ドラえもんちずかん1 にっぽんちず」についてである。ドラえもんと一緒に日本を旅していく設定であり、興味・関心をもって

学びやすくなっている。また、各地方の紹介のみならず料理や作物などテーマ別のページがあり、視点をもって全体を見ていくことができる。2冊目は、同じシリーズで「ドラえもんちずかん2 せかいちず」ですが、日本の周りのアジアから世界各地に広がる形で、地方ごとに特徴が紹介されている。日本と世界各国の比較も盛り込まれ、3年後の東京オリンピック・パラリンピックへの興味・関心を育てることに役立つと思われる。3冊目、「マナーやルールがどんどんわかる！みぢかなマーク新装改訂版」であるが、マークは一目見てメッセージを受け止める効果がある。子どもたちの将来の自立に向けて学んでほしい内容になっている。本の中の忍者と冒険をしながら読み進めることができるような工夫された構成になっている。4冊目、「あそびのおうさまずかん12 リサイクルこうさく増補改訂」についてである。用意するものや作り方まで分かりやすく、写真も鮮明で、子どもたちに「つくりたい」だけでなく、「遊んでみたい」と思ってもらえる内容になっている。最後は「あーとぶつく ひらめき美術館第1館」であるが、「モナリザ」などの名画を、美術館に行ったつもりで自分の見方を考えながら読み進められる。また、自分で絵を選んだり、実際に描いてみたりするページもある。

報告後の協議会において、一般図書5冊について「それぞれ障害の程度に応じた適切な教科書である」と判断して新たに選定し、一般図書一覧に追加した。それではこのあと、どうぞ手に取って御覧いただきたい、と概要を説明

各委員が、選定された教科書を閲覧

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

報告事項(5) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

(教育総務課)

小熊学校教育部参事

臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)、概要を説明。

報告事項(5)は了承された。

梓澤委員長が

平成29年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言